

実 践

大学における防災教育から危機管理を含めた 安全意識向上に向けた取り組み ～学生の医療人としての成長を目指した防災・危機管理教育～

Efforts to safety awareness, including crisis management from
the disaster prevention education in universities
—Disaster prevention and crisis management education with
the aim of growth of as medical professionals of student—

中村 仁志

Hitoshi NAKAMURA

(神奈川歯科大学短期大学部 看護学科)

キーワード：学校防災 危機管理 災害対策

I. はじめに

2011年3月11日の東日本大震災が起きた当日は、本学短期大学部（当時の名称は湘南短期大学）の卒業式であった。卒業式は終了していたが、夕方からの「卒業生を送る会」のため多くの卒業生は帰宅困難といった状況であったと聞く。翌年の4月に入職した私は当初からセキュリティ委員会を任せられ、防災訓練などの業務を実践することとなった。この年に入学してきた学生も、この大きな災害の影響は少なからず受けていた。さらに被災地からの入学生も毎年おり、未だに進まぬ復興の話題などを聞くこともある。こうした状況の中で、国内では防災に関する学校教育の役割も見直され、各地方自治体を中心に諸関係組織との連携も含め、学生の安全だけでなく地域への貢献も含めた学校防災が構築されてきている。

火災を起こさないための防火、自然災害などに生き残り、障害を残さないための防災に止まらず、近年ではテロ対策も含めた危機への対応まで、多岐にわたる事象に学校として出来ることを構築されてきている。平成24年には日本私立短期大学協会による「短期大学における防災・減災への備えについて」¹⁾の中で「マニュアルの整備だけではなく、教職員の危機意識と使命感の醸成こそが、最も重要である」と述べられている。平成26年にはその防災マニュアルとして日本看護系大学協議会から「防災マニュアル指針2013」²⁾が災害に関するマニユ

ルとして基本的対応は提示されている。しかし、自然災害などに対する対応は、その大学が所在する地域により様々な条件があり、それぞれにマニュアル化している。

こうした近年の防災意識への高まりと、その必要性を念頭においた、学校防災について活動した4年間の取り組みと、今後の展望について考察する。

II. 目的

学校防災については、全国の大学ごとに地域性などを考慮し様々なマニュアルや防災計画を作成し、防災に関する学部も増えてきている。本学においても防災マニュアルや携帯型大地震対応マニュアル・防火防災計画等を作成している。しかし学生や教職員が実践的に災害などに対して何が出来るかを身につけているか、対応が出来るかは不十分であると考えられる。自然災害に限らず、人為的災害やテロ行為などによる個々の生命の補償や安全の確保などは全くと言っていいほど対策が講じられていなかった。短期大学部においてもセキュリティ委員会として、日本私立短期大学協会の運営問題委員会が平成24年3月31日に発表した「短期大学における防災・減災への備えについて」¹⁾の中で、「地域の公立学校が避難場所や災害支援拠点として使用されるが、短期大学も、当該学校が被災しなかった場合、あるいは被害を最小限に食い止められた場合、地域の知と人材育成の拠点として、地域減災に貢献することが求められている。特に、食物、医療福祉関連の学科がある短期大学は、施設面、人材面ともに災害時の地域にとって、重要な機関とみな

受付日 2015年11月30日

受理 2016年2月6日

されることになる。」と述べられているように、自己の生命を守り、生き残ることが第一のことではあるが、その後の生活や活動は一人では限りがある。自分、家族、学校、地域といった周囲の事を知り、何が出来るかを考えられる人材になる事で災害に対応できる一医療人となれる事を目標に防災教育を行ってきたが、現状では地域などを含めた防災や危機管理についての対応などが少ないと考えられる。防災教育を今後どのように体系化して行けるかを考察し、本学卒業生が社会でも貢献できる人材になれるような教育方法を策定する事を目的とする。

Ⅲ. 学校防災教育の実践 表1. 防災関連活動の経過

本学に入職直後の2012年4月から、湘南短期大学（現神奈川歯科大学短期大学部）のセキュリティ委員として、防火・防災の重要性を伝える役割により、全学防災訓練（神奈川歯科大学・湘南短期大学・神奈川歯科大学附属病院を包括する同敷地内全体の防災訓練）の実施企画・準備・実践を行った。

2年目となる2013年4月からは湘南短期大学から神奈川歯科大学短期大学部と名称変更になり、神奈川歯科大学防災委員及び短期大学部セキュリティ委員長に就き、新入生に対する防災訓練前の学校防災教育を開始した。さらに学生だけでなく防災意識向上のため、防災訓練実施前に全職員にむけ、大学の第2回戦略的基盤形成支援事業の拡大会議のなかで「東日本大震災後何が起きているのか～横須賀の防災」と題して防災講演会を実施した。内容は地震と津波のメカニズムと防災の必要性、及び緊急時の対応を講義した。

2013年からは神奈川歯科大学の防災委員も兼ね、歯学部学生にも神奈川歯科大学の防災として講義を実施した。

教職員、短期大学部（歯科衛生学科、看護学科）及び歯学部学生に対する防災教育の経過は表1. に示したとおりで、それぞれ1コマ（90分）で、講義と自己防御の演習を教室で実施した。この年、防火・防災管理者の資格を取得。本学における防災マニュアルが作成された。またカード大の携帯用「～いざという時、君を救う～大地震対応マニュアル」を作成し全学生、教職員に対し配布された。

3年目となる2014年には短期大学部のセキュリティ委員長に加え、神奈川歯科大学の防災委員および危機管理委員を拝命することとなり、また学内に防災顧問を迎え、より実践的な防火・防災対策を企画・運営できるようになった。さらに学生に対しては、歯学部において授業科目のモジュール「歯科医学への誘い」の中にユニット「神奈川歯科大学における防災」として2コマ（180分）を実施することとなった。短期大学部においては、カリキュラムの変更が時間数等の影響で、授業として組み入れることはできず、1コマを防災教育として実施した。

歯学部においては、防災の意義・災害のメカニズム・災害時の行動特性・自己防御に加え、危険個所や防火・防災物品の位置、使用法などを現場で体験するといった内容を実施できたが、短期大学部の学生には防災の意義・災害のメカニズム・災害時の行動特性・自己防御に限定された。この時の授業後アンケート結果として、歯学部学生の回収アンケートの約80%に「実際の物のある場所

表1. 防災関連活動の経過

年度	防災関連活動
平成 23 年度	9/5 横須賀市と神奈川歯科大学間において防災協定締結
平成 24 年度	全学防災訓練（企画・運営） 横須賀市帰宅困難者対応訓練（横須賀市協賛） 危機管理マニュアル策定（学校法人神奈川歯科大学）
平成 25 年度	新入生防災教育（歯学部・短期大学部） 戦略的基盤形成事業における防災講演会 防災マニュアル策定（神奈川歯科大学 防災委員会） 全学防災訓練（企画・運営）
平成 26 年度	大地震対応マニュアル配布 新入生防災教育（短期大学部） 歯科医学への誘い「神奈川歯科大学の防災」（歯学部1年生） 全学防災訓練（企画・運営）
平成 27 年度	新入生防災教育（短期大学部） 歯科医学への誘い「神奈川歯科大学の防災」（歯学部1年生） 全学防災訓練（企画・運営） 医療安全と危機管理「災害医療と危機管理」（歯学部4年生） 神奈川歯科大学消防計画策定（神奈川歯科大学防災実行委員会）

や使い方を知り、普段も意識するようになった」等に関する意見があり、短期大学の回収数の中で最も多い、「防災意識が深まった」約59%に比較すると講義や画像だけによるものとは、大きく差が生じる結果となった。

4年目の2015年はさらに学内での防災危機管理の充実のため、全学防災対策協議会・防災実行委員会・危機管理委員会・セキュリティー委員会とそれぞれの分担や協議により実践されることとなり、その全てに席を置くこととなった。本年度においては、前年度の結果から体験授業をすべての新入学生に取り入れることとした。本学の近隣には「横須賀市民防災センターあんしんかん」があり、防災顧問の協力を得て、歯学部と短期大学の新生を引率し、ここで体験学習した。

IV. 平成27年度防災教育の対象

対象となる学生は歯学部101名、歯科衛生学科101名、看護学科83名でそれぞれのクラスを二分して、実施することとしたが授業の編成が歯学部、短期大学部歯科衛生学科、短期大学部看護学科それぞれで違っており、短期大学部歯科衛生学科は1クラスでの実施となった。

V. 「防災教育」と「災害医療と危機管理」

この防災教育は歯学部においては前年度同様、モジュール「歯科医学への誘い」のユニット「神奈川歯科大学の防災」として、短期大学部歯科衛生学科は「防災教育」、短期大学部看護学科は「災害看護と国際看護」の一環として、それぞれ2コマで実施した。1コマ目は防災の意義・災害のメカニズム・災害時の行動特性・災害への備え・自己防御を教室で講義・演習を行った。

2コマ目は徒歩で、本学から横須賀市民防災センターあんしんかんまで約10分間移動し、その途中で市役所付近の防災設備や、災害対応自動販売機などの位置を確認していった。

横須賀市民防災センターあんしんかんでは、2グループに分け「体験グループ」と「見学グループ」でそれぞれ横須賀市民防災センターあんしんかん職員による、体験コースと見学コースを依頼。体験グループはさらに4～5名の班編成をし、「阪神淡路大震災音と映像体験」「地震体験」「消火器による消火体験」「煙体験」「通報体験」をローテーションしながら受けた。見学コースでは「横須賀市災害対策本部室」「横須賀市・三浦市・葉山町地域消防指令センター」「免震構造」を見学し、地域防災と防災対策について学んだ。

この「横須賀市災害対策本部室」の見学では、横須賀という地域性もあり、災害に加え危機管理の面で、原子力（放射線）やテロ対策も含めた防災意識の向上が必要という説明も含まれた。アメリカ軍や自衛隊の基地も多く災害時は救援が早い利点はあるが、原子力空母の母港

でもあり、テロやミサイル攻撃といった危険も忘れられないとの説明もあった。

このように施設を利用しての体験から、「分かりやすかった」「初めて見た」「怖いと実感した」などの防災意識向上へつながるような言葉がレポートの中に多く見られた。

さらに本年度である平成27年度は歯学部4年生を対象として、モジュール「医療安全と危機管理」のユニット「災害医療と危機管理」として、1年生対象に実施した内容に加え、「危機管理」を重視した項目とした2コマを実施した。この2コマ内では横須賀市民防災センターあんしんかんでの体験は含まれないが、別ユニットで実施される。

「災害医療と危機管理」の課題レポートは「私の危機管理」のテーマで提出させた。なかには「危機管理など考えたこともなかったが、家族と話す機会になった」などの意識づけに関連した言葉が多数あった。また歯学部には台湾と韓国からの留学生も含まれるが、特に韓国の男子学生はその大多数が「私の危機管理は有事には原隊（徴兵制で軍に所属していた時の自分の所属部隊）へ真っ先にいきます」と書かれていた。徴兵制を済ませて来た韓国の学生らしい国民性と思ったが、「それが自分が家族や仲間や国を守る危機に対する私の役目です」と言うことばに、この授業を行うにあたり、大切な事を忘れていたと実感した。防災や危機管理が誰のためのものなのか、目的でも述べたように、家族や地域といった周囲への働きかけや支援を実践できることを考えていく必要があった。

VI. 考察

3年間で防災教育を発展させてきたつもりであったが、目的を「自己の生命を守り、災害に対して行動できる」をあげて実施してきたが、医療関係の大学、短期大学部であることから、地域や家族、大きくは国を守るという意識につながるような教育をする必要があると考える。現状では神奈川歯科大学は歯学部と短期大学部、さらに短期大学部は歯科衛生学科と看護学科というそれぞれが違った防災教育を実施しており、在学期間も歯学部は6年、短期大学部は3年と大きく異なる。この状況の中で、共通した防災・危機管理教育を実施していく方法はあるのだろうか。単に災害に対応でき、在学中の災害などに対処できればいいということではなく、防災・危機管理を考え行動できる医療人を育てるためには、ひとつの科目として構成する必要があると考える。本学は医療系の大学、短大であり、必要なカリキュラム以外のものとして考えた場合、社会人としての成長を目的とした、教養学の一つとして防災と危機管理をカリキュラムに取り入れられないかと考える。

現時点で歯学部は、防災や危機管理について、1年次でモジュール「歯科医学への誘い」の中の防災教育で、4年次にモジュール「医療安全と危機管理」の中で災害医療と危機管理で、カリキュラムの中に組み込まれている。短期大学部である歯科衛生学科と看護学科の1年次に防災教育としてカリキュラム時間外で実施している。看護学科においては2年次に「災害看護と国際看護」の授業の中で一部、危機管理に関したことも触れている。

本学は医療系の大学であり、建学の精神である「愛」やディプロマポリシーに1.「医療人としての全人的で高い自覚と倫理観をもち、患者や地域住民に対し、いかに人間的な力を発揮できる」7.「国際協力・被災者支援など、人々への貢献に取り組むことができる」³⁾と掲げているような卒業生を輩出するためには、危機管理を大きくとらえて教育していく必要があると考えた。

VII. 今後の課題

ディプロマポリシー1、7のような卒業生を育てるためには、危機管理というものを体系的に学べるようカリキュラムに組み込み、単発的な講義や体験学習だけでなく学修できる機会を作る必要があると考える。山村⁴⁾は「危機管理は究極のモラルである」と述べ、危機管理というものを全ての人が持つことで、災害や危機に対しての被害や障害を乗り越えることができると説明している。また「全ての人が危機管理をモラルとして身につけても、災害やテロ、紛争などの被害者がなくなることはないだろう。しかしモラル化することで、お互いの事を思いやる気持ちが生じてくれば、テロや紛争による被害は減らすことはできると考える。」とも述べている。本学の卒業生がこうした考えをもち、社会人として、また医療人として社会や地域に貢献できる人材となれるよう教育をすることが必要であると考え。危機管理はテロ対策や紛争・難民などの大きくは国際的なことから、盗聴・ストーカーといった個人的なことまで広く、その個人から地域、国といった広い安全に関する内容になる。これを一つの科目とし、学生の人間性を育てるための、教養学として、体育・音楽・芸術などととも学修する事ができるようなカリキュラムを構築することで、ディプロマポリシーに合った卒業生を輩出することができると考える。

おわりにこの4年間で本学の防災について努力され、様々な対策を講じ、防災教育への支援を頂いた教職員の方々に感謝するとともに、更なる防災・危機管理へのご支援、ご鞭撻をお願いいたします。

VIII. 参考文献

1) 大野博之、ほか、短期大学における防災・減災への備えについて、日本私立短期大学協会、運営問題委

員会編 7-8 (2012)

- 2) 片田範子、ほか、防災マニュアル指針 2013、日本看護系大学協議会 災害支援対策委員会編 (2014)
- 3) 神奈川歯科大学短期大学部、神奈川歯科大学短期大学部 自己点検・評価報告書 平成26年度版 35-53 (2015)
- 4) 山村武彦、防災・危機管理講座、第1部家庭と地域の自主防災、日本防災管理協会 26-27 (2015)
- 5) 山口桂子、白井千津、河原宣子、佐々木久美子、菅原京子、宮崎美砂子、日本看護系大学協議会 3) 山口桂子、白井千津、河原宣子、佐々木久美子、菅原京子、宮崎美砂子、日本看護系大学協議会 防災マニュアル指針2013、日本看護系大学協議会 災害支援対策委員会編 (2014)
- 6) 豊沢純子、学校における防災教育の現状と今後のあり方、学校危機とメンタルケア (2) 9-19 (2009)
- 7) 永田俊光、木村玲欧、緊急地震速報を利用した「生きる力」を高める防災教育の実践—地方気象台・教育委員会・現場教育の連携のあり方—、地域安全学会論文集 (21) 81-88 (2013)
- 8) 菊池杏奈、大学生の防災教育経験と東日本大震災の防災意識の変化について、弘前大学大学院教育学科学位論文 1-45 (2012)
- 9) 坂本真理、学校安全からの学校防災教育アプローチの可能性、関西大学大学院、社会安全学研究 (創刊号) 207-218 (2011)

著者への連絡先：中村仁志 神奈川県横須賀市稲岡町82番地 神奈川歯科大学短期大学部看護学科

TEL：046-822-8765 FAX：046-822-8787